

☆ 知って得する情報(第 21 回)

：「遺留分」ってなに？・・・

遺留分とは、相続人が相続できるものとして民法で保障されている最小限の財産のことです。遺留分があるのは、配偶者、子、直系尊属だけで兄弟姉妹にはありません。相続人が直系尊属（両親、祖父母など）のみの場合は相続財産の 1/3、その他の場合は 1/2 が遺留分（遺留分割合）です。

* 遺留分の額

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{相続財産時の財産}} + \boxed{\text{相続開始前 1 年以内に}} + \boxed{\text{特別受益}} - \boxed{\text{債務}} = \boxed{\text{基礎財産}} \\ & \hspace{10em} \boxed{\text{なされた贈与}} \\ \\ & \boxed{\text{基礎財産}} \times \boxed{\text{遺留分割合}} \times \boxed{\text{法定相続分}} = \boxed{\text{遺留分の額}} \end{aligned}$$

特別受益とは、相続人から過去（期限はない）に受け取ったまとまった贈与、例えば婚姻もしくは養子縁組のための資金、事業資金などの贈与を言います。相続開始時の評価に引き直します。

{例・相続人が妻と子供 2 人の場合}

	(遺留分)	(法定相続分)		
: 妻の遺留分	1/2	×	1/2	= 1/4
	(遺留分)	(子供全体)	(子供 1 人当たり)	
: 子供 1 人の遺留分	1/2	×	1/2	× 1/2 = 1/8

- ・ 遺留分減殺請求→遺留分を侵害された場合、相続から 1 年以内に請求することにより財産を取り戻すことができます。
- ・ 遺留分の放棄→相続の放棄は相続の開始前にはできませんが、遺留分の放棄は、相続の開始前でも家庭裁判所の許可を受けてすることができます。

* 経営承継円滑化法による民法の遺留分の制限

オーナー経営者が事業承継のための自社株式を後継者に贈与した場合に贈与した場合、以下の制度があります。

(1)除外合意

相続人全員が合意した場合、その株式を遺留分から除くことができます。

→相続に伴う株式分散を未然に防止

(2)固定合意

その株式の金額をその時点の価額に固定することができます。その贈与株式は遺留分の財産にその固定した金額で含めます。

→後継者の貢献による株式価値上昇分が対象外